

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	S C S K株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成25年9月18日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ペリサーブ
証券コード	3724
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	S C S K株式会社
住所又は本店所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
事務上の連絡先及び担当者名	I R部 羽角 慎二
電話番号	03-5166-1340

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年6月27日
訂正前	(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 該当事項はありません
訂正後	(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 <u>平成18年11月27日 日本証券金融株式会社との間で当社の保有株式950株を上限とする消費貸借契約を締結している。尚、報告義務発生日時点では、当該契約に基づく貸付は行われていない。</u>

訂正箇所は下線を付して表示しております。

当該消費貸借契約は、平成23年10月1日付の合併にて消滅会社となった旧株式会社C S Kが平成18年11月27日付にて締結したものであります。本訂正報告書は、当該消費貸借契約締結にかかる変更報告書の提出が漏れており、その後提出した大量保有報告書並びに変更報告書への当該消費貸借契約に関する記載が漏れていたため、これを訂正するために提出するものであります。

なお、旧株式会社C S Kが提出した大量保有報告書並びに変更報告書にかかる訂正報告書については、旧株式会社C S Kが合併により消滅会社となっていることから訂正報告書を提出することができないため、存続会社である当社分のみ訂正報告書を提出致します。